

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 281 回 財務上の社会的コンプライアンスとは...？

2008.10.19

M & Aをする、民事再生法の適用を受ける...最近往々にしてありがちな話である。そんな場合、銀行や中小企業診断士のように、決算書を鵜呑みにしないのがターンアラウンド・スペシャリスト（企業再生専門家）の世界である。本当にこの決算書が、現在の会社の実体を正しく表しているか、そんな観点から決算書を組み直す作業をやる。それを「財務デューデリジェンス」という。

例えば貸借対照表勘定の土地、建物等。これは取得原価主義といって「買った時」の値段で標記されている。それを今現在の評価額、いわゆる時価に修正する。同様に仕掛品、貯蔵品（在庫）等の実勢評価、本当にそれだけの価値があるかどうか、実態に沿って全て見直す。その他の借入金の経営者の債権は、その経営責任上カットする。損益計算書も未償却資産については全て減価化させる。こんな作業をしていくと、決算書上黒字であった会社の実体は、ドンでもない赤字会社であることがバレてくるのである。

そんな中で注意したいのが、今回のテーマ「長期滞留売掛金」である。売掛金は、既に売上に計上をしているので、決算では入金がないにもかかわらず、そのお客様の売上に対する税金を支払っている。泥棒に追い銭ではないが、入金がないまま税金だけ支払うこととなり、資金的には持ち出しになっているのが実情である。いずれ入金になるはずだから、経営者としては、免除はしたくないのが本音であろう。相手の会社が倒産する、または全く支払能力がないことが明らかであれば、あきらめもつくが、細々とでも営業を続けているような場合は、債権を放棄して免除しなければ、貸倒れとして損金に落とすことはできないのがルールである。しかし経営者としては、債権を放棄してあきらめるのも癪だし、かといっていつまでも、売掛金に残しておきたくもない。できれば回収できた時に収入にあげるから一度損金に落とせないか？と言うのが本音、厄介なものである。

法人税法でもその辺の事情に考慮したかどうかは知らないが、形式上の貸倒損失というのがあつた。これは、債務者との取引停止後1年以上経過した場合、貸倒れ損失として、堂々と損金処理できることになっている。しかしこの適用を受けるには条件があるので注意したい。条件とは...

まず売掛金など商売上の債権であつたかどうか、貸付金等の金銭債権は該当しない。

更に、継続的な取引であつたかどうか、1回限りの単発取引では該当しない。

そして留意点としては 取引停止後1年以上経過した場合だから、途中で一部入金があつたりした場合は、そこから1年以上経過しなければ摘要はないことになる。形式基準ゆえ、この条件が全て満たされないと認められない点、致し方ない。

長期滞留している売掛金は、売上を実体以上に膨らませている。銀行に対して、あるいは利害関係者に対しての「見栄え」があろうかも知れないが、その決算書は決して真実を語っていない。厳密に言えば会社法上もしかり、特に金融商品取引法適用会社は、それだけで罪になる。社会に対するコンプライアンスとは、こんなところにあるのかもしれない。